

平成 30 年度

流山市国民健康保険実施計画

流山市 市民生活部 保険年金課

**事 項 別 実 施 計 画**

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実 施 時 期
1 適用・適正化対策の推進 (1)適用・適正化調査	国民健康保険加入者のうち、重複加入していると思われる方や、他の健康保険の被扶養者として認定が可能と思われる方に対しては、調査依頼を送付し、資格の適正化を図る。 国民健康保険加入届出の遅延者については、資格の完全遡及を実施していることから、国民健康保険の未適用者に対して、広報等により加入手続きの周知徹底を図る。	継続	国民健康保険係	・対象者への調査依頼 ・市広報紙への掲載	11月 12月 3月
(2)退職被保険者に対する適用	国民健康保険団体連合会から提供される年金受給者一覧表を基に、対象者の把握に努めると共に該当する方には退職被保険者証を送付する。また、該当する方の被扶養者には、被扶養者取得届出用紙を送付し、退職被保険者の適正化を図る。	継続	国民健康保険係	・対象者への通知	7・9・1・3月
(3)未申告者対策	未申告者の所得把握のため、簡易申告書を送付する。	継続	国民健康保険係 (市民税課)	・市民税課による文書催告 ・国保課独自の文書催告 ・他市町村への所得照会	9月 6月 <small>新年度当初5月・随時</small>
(4)居所不明者にかかる実態把握と資格喪失処理	「居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要領」に基づき、収納指導員等による実態調査を実施し、市民課に職権消除を依頼する。	継続	国民健康保険係 保険料収納係 (市民課)	・居所不明被保険者の資格喪失処理	通 年
(5)2重加入者の職権による資格喪失	「被保険者資格に係る職権資格喪失事務要領」に基づき、勤務先へ社会保険調査を実施し、重複加入の可能性のある方について、喪失手続きを促す勧奨通知をし、指定期間内に回答の無い方について、職権で国保資格を喪失させる。	継続	国民健康保険係	・勤務先への調査 ・対象者への通知	通 年

**事 項 別 実 施 計 画**

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実 施 時 期
2 保険料の収納率向上対策の推進					
(1) 滞納整理計画の策定	目標収納率を設定し、目標達成のための具体的な実施方法、実施体制等を明記した「平成30年度国民健康保険料保険料収納係実施計画書」を作成し、収納率向上に向けての滞納整理事業を展開していく。	継続	保 険 料 収 納 係	・平成30年度収納率目標 現年分 93.00% 繰越分 45.00% ・事業計画による進行管理	通 年
(2) 滞納世帯の実態分析	所得段階別、職業別、収納指導員区域別、年齢別、賦課段階別等の「滞納者分析」を行う。	継続	保 険 料 収 納 係	・分析結果に基づく問題点を把握し、効果的対策を検討する。	8月～
(3) 徴収体制の強化	地区担当、大口担当及び債権回収対策室を含め、総合的に滞納対策に取り組む。	継続	保 険 料 収 納 係	・全庁的な収納機能の強化を図る。 ・原則40万円以上の高額滞納については、債権回収対策室へ移管し、強化を図る。 ・保険年金課として継続・徹底した催告及び滞納整理を実施する。 ・収納指導員を活用し、きめ細かな巡回訪問を行う。	通 年
(4) 納期内納付の推進	納付方法別において収納率が最も高い口座振替制度の原則化に伴い新規加入者に対しては、申請時に口座振替を積極的に勧めるなど、口座振替の一層の推進を図る。	継続	保 険 料 収 納 係 国民健康保険係	・窓口での勧奨 ・市広報紙やホームページ等での啓発 ・収納指導員による訪問勧奨	随 時
(5) 納付環境の整備	納付義務者の利便性を図るため、納付しやすい環境の整備を図る。	継続	保 険 料 収 納 係	・口座振替の推進を図るとともに、申し込み手続きなどの簡略化を検討する。 ・平成29年4月からクレジットカードによる納付を開始した。	通 年

**事 項 別 実 施 計 画**

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実 施 時 期
(6)年金受給者からの特別徴収	国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が、一定の要件を満たしている場合、年金から保険料を天引きする特別徴収を開始する。	継続	国民健康保険係 保 険 料 収 納 係	・確実に保険料を徴収をすることで、負担の均衡を図る。 《一定要件》 ・年金額が年額18万円以上、かつ国民健康保険料と介護保険料の1回当たりに徴収する保険料の合計額が、2カ月に1回支給される年金額の2分の1を超えない方等。	年金月
(7)被保険者指導の徹底	文書催告はもとより、短期被保険者証や資格証明書を発行することで、滞納者との未接触を解消し、納付相談を持つことで被保険者の状況を把握し、適切な納付指導を行う。 現年度滞納者に対してコールセンターによる電話での催告を行う。	継続	保 険 料 収 納 係	・文書催告(督促、催告、弁明書) ・短期被保険者証、資格証明書の発行 ・休日納付相談会の開催(年2回) ・収納指導員による臨戸納付指導 ・保険料に見合わない分納額に対して来庁要請を行い、適正な分納額とする。 ・コールセンターによる電話での催告	随 時 8、12、3、6月 4・9月 通 年 通 年 通 年
(8)滞納処分の強化	滞納者個々の生計状況を掌握し、悪質な滞納者に対しては、保険制度の秩序及び公平性を保つ意味からも、滞納処分の実施を徹底する。	継続	保 険 料 収 納 係	・悪質な滞納者の財産や収入状況を調査し滞納処分を実施する。	通 年
(9)職員の資質・意欲の向上	職員及び収納指導員の研修、啓発を通して資質の向上を図る。	継続	保 険 料 収 納 係	・収納実績の評価及び収納率向上に向けての研修などに参加する。 ・滞納処分の実務(差押から換価)に関する研修などに参加する。 ・係内ミーティングを適宜に実施する。	随 時

**事 項 別 実 施 計 画**

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
				事 項 詳 細	実 施 時 期
3 医療費適正化対策の推進					
(1)レセプト点検の充実	職員の配置及び職員研修等の受講により、一層の点検事務の充実を図る。	継続	国民健康保険係	・連合会によるレセプト点検職員研修に参加し、点検事務の充実強化を図る。	7～11月 (年1回)
(2)医療費通知	総医療費の額等を被保険者に周知することにより、保険制度の理解を求め、医療費適正化に資する。	継続	国民健康保険係	・受診者氏名、診療年月、診療区分、日数、医療費総額、医療機関名を表示	6月、9月、 1月、3月 (年4回)
(3)ジェネリック医薬品使用促進通知	被保険者が服用する先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた際の経済的負担の軽減度を具体的に示し通知する。	継続	国民健康保険係	・受診者氏名、ジェネリック医薬品での費用等 ・ジェネリック医薬品の使用を奨励するためのPRを印刷したカードケースを配付する。	8月、2月 (年2回) 通 年
(4)医療費データベースの整備・活用	国保連合会で作成している医療費分析資料の活用。	継続	国民健康保険係	・疾病傾向等を調査・分析し、保健事業及び医療費適正化に活用する。	随 時
(5)第三者行為(国民健康保険法第64条)求償事務の実施	保険診療の対象にならない傷病等についてレセプトなどを通じて調査する。	継続	国民健康保険係	・レセプト点検時に傷病名及び点数により第三者行為の可能性のある事案の調査、また国保連合会からの通知及び病院からの連絡により把握する。世帯主等には、届出の義務等が浸透するよう周知する。 ・交通事故に係る求償事務は国保連合会に委託する。	随 時
(6)療養費の適正化	柔道整復に通院する被保険者にアンケート調査を実施し、通院状況を確認する。	継続	国民健康保険係	国保総合システムから頻回受診者を抽出し、アンケートにより受診状況を確認し医療費の適正化に取り組む。	11月

**事 項 別 実 施 計 画**

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
					実施時期
(7)保険者間調整	資格喪失後の受診による不当利得の返還について、被保険者及び医療機関を介さず、直接保険者間で調整する方法を推進する。	継続	国民健康保険係	・被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の手続きを、被保険者の負担の軽減を図るため、保険者間で調整する。	通 年
4 保健事業の充実 (1)人間ドック及び脳ドック助成事業の実施	人間ドック・脳ドック助成事業の実施により、被保険者の健康の保持、増進に資する。	継続	国民健康保険係	・人間ドック及び脳ドック利用助成 ・人間ドック及び脳ドックにおける効果の検証方法について研究を進める。	通 年
(2)あんま・はり等助成事業の実施	あんま・マッサージ等施設利用者に助成金を交付し、医療費の適正化に資する。	継続	国民健康保険係	・あんま・はり等施設利用助成	通 年
(3)「健康を支える栄養学」による健康管理増進事業	年々増加する医療給付費を抑制するため、生活習慣病をはじめとする疾病予防・重篤化予防を目的として、食生活に視点を置いた「健康を支える栄養学」に係る講座等を実施し、医療費の適正化に資する。	継続	国民健康保険係	・「健康を支える栄養学」に基づく調理実習及び各種講座、学習会を実施する。	通 年
(4)特定健康診査・特定保健指導	高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上75歳未満の特定健康診査及び特定保健指導が各保険者に義務付けられ、適切な医療費の確保を図り、医療費の適正化を推進するため、生活習慣病の予防を目的として実施する。 また、第3期実施計画に基づき、更なる受診率の向上を目指す。	継続	国民健康保険係 健 康 増 進 課	・4月1日を基準日として、国民健康保険被保険者のうち、40歳以上75歳未満の方に受診券を発行して、医師会を通じて契約した実施機関において、特定健康診査を実施する。 ・特定保健指導は、健診を受けた方のうち保健指導をする必要のある方に対して、動機付け支援や積極的支援を行い、医療費の適正化に努める。 ・第3期実施計画に基づき、平成35年度までの国が示す特定健康診査及び特定保健指導の受診率目標値60%に向け、事業実施部門の健康増進課及び医師会と協議を行い、具体策を実施する。	6～8月  通 年  通 年

**事 項 別 実 施 計 画**

事 項	内 容	新規・継続	担 当 係	主 な 事 業 実 施 予 定	
					実施時期
(5)データヘルス計画の実施	平成29年度に策定した医療情報を活用して、地域の特性にあった保健事業の計画である「第2期データヘルス計画」に基づく事業を実施する。	継続	国民健康保険係 健康増進課	・主に健康増進課の保健師等の訪問指導により、40歳から50歳代の被保険者の①特定健診受診率向上対策、②40歳代の被保険者の特定保健指導実施率向上対策③糖尿重症化予防対策をPDCAサイクルにそって実施する。	通 年
5 その他	①適正な保険料の検討	継続	国民健康保険係 保険料収納係	・国保財政の健全化を目指し、適正な保険料の賦課とともに収納対策を検討する。	通 年
	②千葉県市長会や国保連合会を通じて、国保制度運営上の問題点や改善点等について、国に要望する。	継続	国民健康保険係 保険料収納係	・不当利得の保険者間調整の簡素化 ・国民健康保険料の県内統一化	通 年
	③マイナンバー制度の連携	新規	国民健康保険係 保険料収納係	・平成29年7月から他自治体等とのマイナンバーに係る情報連携の開始し、国民健康保険の資格及び給付の情報照会や情報提供を行う。	通 年